

実施年月日	令和4年6月6日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） それでは、議案第36号から議案第45号までの10件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号、取手市税条例等の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、地方税法及び民法の一部改正を踏まえ、次の4点について必要な改正を行うものであります。1点目は、住宅ローン控除の適用期間を延長するものであります。2点目は、上場株式等の配当所得等に関する所得税と個人住民税の課税方式を統一するものであります。3点目は、個人住民税の合計所得金額に係る規定の整備を行うものであります。4点目は、DV被害者等の保護を目的とした固定資産課税台帳等における住所の記載方法に係る措置を明確化するものであります。

議案第37号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、国の法改正及び市税条例の改正により、DV被害者等の支援措置が明確化されることを受け、固定資産課税台帳等の閲覧及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料について、DV被害者等の住所に代わるものとして、総務省令で定める事項の記載をした場合が含まれる旨を明記するほか、所要の整理を行うものであります。

議案第38号、市道路線の変更についてであります。本件につきましては、市道路線の一部について、公衆用道路としての形態がなく、道路としての機能を有していないことから、当該路線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第1期）請負契約の締結についてであります。取手市では児童の安全かつ快適な教育環境を確保するため、令和4年度から令和7年度にかけて、取手市立白山小学校の長寿命化改良工事を予定しております。本件につきましてはその第1期工事として、体育館の長寿命化改良工事並びに一部校舎の解体工事等を実施するため、契約を締結するものであります。

議案第40号、高規格救急自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む宮和田出張所配備の高規格救急自動車を更新し、救急業務に万全を期すため、車両購入契約を締結するものであります。

議案第41号、高規格救急自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手消防署配備の高規格救急自動車を更新し、救急業務に万全を期すため、車両購入契約を締結するものであります。なお、今回更新する車両には、新型コロナウイルス感染症患者の移送に対応するため、運転席及び助手席の後部に隔壁扉を設置いたします。

議案第42号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。本件につきましては、経年劣化が進む取手市消防団第30分団及び第33分団配備の消防ポンプ自動車を更新し、

消防団活動に万全を期すため、車両購入契約を締結するものであります。

議案第 43 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 9 億 4,610 万 4,000 円を増額し、予算総額を 412 億 6,181 万 4,000 円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容は大きく 4 点ございます。1 点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業であります。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、国から新たに配分された臨時交付金を活用して様々な対応策を実施します。主だったものを申し上げますと、まず市民生活支援策といたしましては、食材の価格が高騰する中、保育所等、市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰の相当額を措置します。また、燃料費高騰等に伴う修学旅行代金の上昇に対して、保護者負担を軽減するため補助金を支給します。次に、経済支援策といたしましては、市内商店で使えるプレミアム付商品券を 1 冊から 2 冊に増刷して発行し、地域における消費喚起と事業者支援を行います。また、福祉有償運送実施団体、じん芥・し尿・廃棄物収集運搬事業者、地域公共交通事業者等を対象に燃料価格や物価高騰に対する支援を行います。次に、感染拡大防止対策といたしましては、消防業務で活用する資機材の購入、学校施設や公共施設における改修やパーティションの増設等により、感染リスクのさらなる軽減を図ります。臨時交付金活用事業の主な内容としては以上でございますが、今回の補正予算では、ただいま御説明した以外にも、引き続き実施するものも含め、様々な事業を展開し、市民の皆様の健康と安全を守り、地域経済の下支えをしてまいります。

2 点目は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種につきましては、国から実施時期や対象者などの方針が示されたことに伴い、既に一部予算計上して準備を進めております。今回の補正予算では、既に予算計上したものを除き、4 回目接種において必要となる経費全体を計上しております。

3 点目は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業であります。国のコロナ禍における、原油価格・物価高騰等総合緊急対策により実施する低所得の子育て世帯に対する子ども 1 人当たり 5 万円の特別給付金の支給について、必要な経費を計上しております。

4 点目は、マイナポイント申込み及びマイナンバーカード交付支援事業であります。国が実施しているマイナポイント事業において、健康保険証としての利用申込み、公金受取口座の登録を行った場合のポイント申込み付与が 6 月 30 日から開始されることに伴い、マイナポイントの申込み支援やマイナンバーカードの交付申請支援を行うため、必要な経費を計上しております。

次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、事業に伴う財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金をはじめとした国県補助金、プレミアム付商品券販売代金、財政調整基金繰入金等を計上しております。

議案第 44 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 5,286 万 2,000 円を増額し、予算総額を 414 億 1,467 万 6,000 円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容は

きく3点ございます。

1点目は、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業であります。妊産婦から3歳未満の子どもの母親を対象に、体力低下や不定愁訴といった健康課題を総合的に改善するため、運動と相談を一体とした運動教室プログラムを提供します。

2点目は、国の令和3年度補正予算を活用した感染拡大防止対策事業であります。保育所等や地域子ども子育て支援事業を行う事業所、放課後子どもクラブにおいて、新型コロナウイルス感染症等の対策としての簡易な改修を行う経費を計上しております。

3点目は、当初予算編成後に生じた状況変化に対応するための経費であります。空き店舗活用事業補助金をはじめ、当初予算編成時には見込んでいなかった状況変化に伴い、必要となる経費について計上しております。

次に、歳入予算の主な補正内容につきましては、歳出事業のそれぞれに伴う国県等の補助金や地方債を計上するほか、補正予算の財源調整として、財政調整基金を繰入れしております。

第2表、債務負担行為補正につきましては、事務用機器の新規リースに伴い1件を追加し、1件を変更するものであります。

また第3表、地方債補正につきましては、都市排水路整備事業債の限度額を変更するものであります。

議案第45号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億9,000万円を増額し、予算総額を11億2,317万9,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、市債の増額、一般会計繰入金の増額を計上しております。

続きまして、承認第7号の提案理由を申し上げます。承認第7号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ749万6,000円を増額し、予算総額を403億1,571万円とするものであります。補正予算の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。国から新型コロナウイルスワクチンの4回目接種の方針が示されたことに伴い、早期に着手する必要がある経費につきまして、急遽予算措置をしたものであります。なお、本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定に基づき御報告を申し上げます。

続きまして、報告第1号から第8号までの8件を一括して御報告を申し上げます。

報告第1号、令和3年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、取手駅構内エレベーター整備事業補助金及びふじしろ図書館空調整備改修事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

報告第2号、令和3年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてで

あります。本件につきましては、取手本庁舎揚水ポンプ改修事業など 30 件の繰越し事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第 3 号、令和 3 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、桑原地区整備推進事業について、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第 4 号、令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第 5 号、令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書についてであります。本件につきましては、令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げるものであります。

報告第 6 号、令和 3 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 4 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、公益財団法人取手市文化事業団より報告を受け、議会に報告申し上げるものでございます。

報告第 7 号、2021 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2022 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 号の規定に基づき、公益財団法人取手市健康福祉医療事業団より報告を受け、議会にご報告申し上げるものでございます。

報告第 8 号、令和 3 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 4 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画についてであります。本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人取手市農業公社より報告を受け、議会にご報告申し上げるものであります。

以上、19 件につきまして、御説明を申し上げました。提出した議案につきまして、御審議の上、可決決定また御承認を賜りますようお願いを申し上げます。なお、詳細につきましてはこの後、担当部長から説明させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 皆様、こんにちは。総務部、鈴木です。これより、令和 4 年第 2 回取手市議会定例会に上程させていただく各議案について、それぞれ所管の部長から説明させていただきます。なお、報告第 6 号から報告第 8 号までにつきましては、取手市の出資法人である文化事業団、健康福祉医療事業団、農業公社について、それぞれ昨年度の決算報告書及び今年度の事業計画を報告するものではございますが、説明につきましては割愛させていただきます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。議案第 36 号、取手市税条例等の一部を改正する条例における、4 点の改正内容について御説明いたします。なお、今回の改正は国の法改正を踏まえ、市においても所要の措置を講ずるため行うものでございます。

1点目は、上場株式などの配当所得等に関し、所得税と個人住民税とで課税方式を統一するものでございます。対応する条文は、議案書2ページ第33条第4項、3ページ第33条第6項と第37条の9第1項、8ページ附則第16条の3第2項、9ページ附則第20条の2第4項、10ページ附則第20条の3第4項及び第6項となります。現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させるものでございます。

2点目は、個人住民税の合計所得金額に係る規定の整備を行うものでございます。対応する条文は、議案書5ページ第36条の3の2第1項、6ページ第36条の3の3第1項となります。公的年金等の控除額の算出においては、個人住民税における他の仕組みと同様に、現年分に課税される退職所得を含まない合計所得金額を用いることとするものでございます。

3点目は、DV被害者の住所に代わる事項の記載を新たに規定するなど、DV被害者等の支援措置を明確化するものでございます。対応する条文は、議案書7ページ第73条の2及び第73条の3となります。民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に登録される事項が新たに追加されることなどに伴い、固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大が図られるため、市町村が証明書の交付等をする際にDV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所の代わる事項を記載しなければならないとするものでございます。

4点目は、住宅ローン控除の見直しとなります。対応する条文は、議案書7ページ附則第7条の3の2第1項、12ページ附則第26条第1項及び第2項となります。住宅ローン控除の適用期間を4年間延長するとともに、消費税率引上げに伴う反動減対策としての限度額の上乗せ措置を終了するものでございます。

続きまして、議案第37号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。対応する条文は、議案書2ページ別表第1（第2条関係）となります。今回の改正は、国の法改正及び市税条例の改正によりDV被害者等の支援措置が明確化されることを受け、固定資産課税台帳等の閲覧及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について、DV被害者等の住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をした場合が含まれる旨を明記するほか、所要の整理を行うものでございます。

以上、議案第36号及び議案第37号について御説明を申し上げます。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。続きまして議案第38号、市道路線の変更についてご説明申し上げます。本件につきましては、市道路線、市之代地区1路線の一部について、公衆用道路としての形態がなく道路としての機能を有していないことから、当該路線の終点を変更するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表と2ページの位置図並びに3ページと4ページの変更図、変更前と変更後が示されております。こちらをあわせて御覧ください。市道1-1029号線は、市之代、やすらぎ苑の南側に位置する路線です。変更点は、起終点のうち終点が市之台426に変更となり、路線延長は298メートルから114.5メートルに減少し、道路幅員の最小は0.6メートルから2.1メー

トルに変更となります。なお、起点の番地並びに道路の最大幅員につきましては、変更点はありません。議案第 38 号の説明は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会の田中です。議案第 39 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 1 期）請負契約の締結について御説明いたします。初めに、契約事項について御説明いたします。請負業者は赤塚・平沢特定建設工事共同企業体で、契約金額は 5 億 5,726 万円、落札率は 98.99%でした。次に、工事の概要について御説明いたします。本工事は、取手市初の学校施設長寿命化改良工事となります。概要としましては、議案書 2 ページの契約についての説明資料に記載のとおり、構造体の長寿命化やライフラインの更新、また省エネ化やライフサイクルコストの低減、多様な学習環境に対応するための整備を行います。全体の工事期間は、令和 4 年度から 7 年度までの 4 年間の実施を予定しており、本年度は第 1 期工事としまして、体育館の長寿命化工事、一部校舎及びプールの解体工事等を行います。工事の実施に当たりましては、工事車両が学校周辺道路を通行させていただくようになりますが、現場付近には適宜、誘導員を配置し、細心の注意を払って行います。さらに、児童の登下校の時間帯については、工事車両の搬出入を制限するとともに、学校敷地内においては児童の動線と作業現場との区画を明確にして、安全確保を徹底してまいります。また、騒音や振動を伴う工事として、一部校舎及びプール解体等がございますが、防音パネル等の設置や低騒音の機械を使用するなど、周辺への影響には十分配慮して工事を進めてまいります。説明は以上でございます。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部、秋山です。私からは、議案第 40 号、41 号、42 号について説明を申し上げます。

初めに、議案第 40 号、高規格救急自動車の取得についてであります。今回更新いたします車両は、櫛木消防署宮和田出張所に配備して 12 年が経過した高規格救急自動車を更新するものです。特徴としましては、緊急走行を補助し交通事故を未然に防ぐことも可能となる高度道路交通システムを搭載するとともに、衝突被害軽減ブレーキを装備することで前方車両に対して衝突しない、または衝突時の被害を軽減できる車両としております。また、複雑多様化する救急事案に迅速かつ効果的に対応できるよう、最新の高度救急処置用資機材に更新し、高度救命処置を行うことに適した車両となっております。

続きまして、議案第 41 号、同じ高規格救急自動車の取得になります。更新いたします車両は取手消防署に配備し、運用から 15 年が経過しました予備救急自動車を地方創生臨時交付金を活用して更新するものです。当車両は、各署救急車の点検や故障時の代替としてのほか、新型コロナウイルス感染症患者の移送業務に使用するため、移送中の感染リスクを軽減する目的で、運転席と助手席の後部に隔壁扉を設置いたします。また、移送先医療機関が遠方となった際に、現在の走行距離などを考慮しますと、故障等により走行不能となることが懸念されるため、更新するものです。特徴としましては、先ほど申しました隔壁扉の設置のほか、櫛木消防署宮和田出張所の更新車両と同様に、緊急走行を補助し、交通事故を未然に防ぐことも可能となる高度道路交通システムを搭載するとともに、衝突被害軽減ブレーキを装備し、前方車両に対して衝突しない、または衝突時の被害を軽減できる車両としております。さらに、複雑多様化する救急事案に迅速かつ効果的に対応でき

るように、高度救命処置用資機材を更新いたします。

続きまして、議案第 42 号、消防団ポンプ自動車の取得についてであります。今回更新する消防団ポンプ自動車は 2 台となります。1 台は、毛有地区、清水地区、小泉地区、光風台地区を管轄します 30 分団が使用しています、運用から 27 年経過したポンプ自動車と、もう 1 台は、宮和田地区、片町地区、平野地区、藤代南 1 丁目から 3 丁目を管轄します 33 分団が使用しています、運用から 28 年経過したポンプ自動車になります。更新車両は高効率かつ軽量で、耐久性を備えたポンプと放水や給水などポンプ運用時の状況が監視できるディスプレイが設置されるなど、安全機能が付いたことにより、安全で安定した放水・給水を保つことが可能となっております。また、キャビンを除く全体を全面シャッターとし、積載品、器具類等の劣化防止、そして、盗難防止にも効果がある仕様の最新車両であります。地域防災を担う消防団のポンプ自動車を更新することで、地域防災力の向上が図られるとともに、消防団のモチベーションの向上にもつながり、複雑化・多様化する災害に対し、迅速かつ的確な消防活動が期待されるところです。説明は以上になります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、議案第 43 号、令和 4 年度一般会計補正予算（第 5 号）及びここに計上されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明いたします。説明に当たりましては、まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明し、その後、補正予算の内容について御説明いたします。資料につきましては、臨時交付金の資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業一覧（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等）、次に議案第 43 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）議案書、そして、議案の説明資料としまして令和 4 年度取手市一般会計 6 月補正予算（案）の概要となっております。それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和 2 年 4 月に閣議決定された国の緊急経済対策において創設されて以来、既に 20 億円を超える金額が取手市に配分されており、既にこれらを活用して様々な事業を展開してまいりました。4 月 25 日の第 2 回臨時会に上程した補正予算第 3 号においても、国の令和 3 年度補正予算分を予算計上し、既に事業に着手したところでございます。そのような中、国では今回、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を取りまとめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設しました。国の令和 3 年度補正予算における臨時交付金の留保分及び令和 4 年度コロナ対策予備費の使用により、合計で 1 兆円が措置されることとなり、そのうち 8,000 億円分についての交付限度額が 4 月 28 日付で通知されました。取手市においても、国の令和 3 年度補正予算の留保分として 8,668 万 6,000 円、令和 4 年度予備費分として 2 億 6,005 万 9,000 円、合計で 3 億 4,674 万 5,000 円が配分されることとなっております。今回の補正予算では、このうち 1 億 9,761 万 2,000 円を活用し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援を中心に、特に早期に実施すべき事業を計上しております。残余の 1 億 4,913 万 3,000 円については、経済情勢等も注視しつつ、国県の動向等を踏まえた取組

を検討するため一旦留保し、より効果的な事業を実施できるよう、現在、事業内容の検討を進めております。また、別途、しかるべき時期に補正予算の御審議をいただきたいと存じますので、御理解くださいますようお願いいたします。今回、予算に計上する交付金活用事業につきましては、今までと同様に、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の3つを柱としつつ、先ほど申し上げましたようにコロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援を中心に、早期に実施すべき事業を計上しております。

臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は、左から柱立てしました項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要を記載しております。事業数は全部で12事業であり、内訳は市民生活支援、経済支援、感染拡大防止、それぞれ4事業ずつとなっております。先に表の1番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、一番左の欄にございますように6億7,430万3,000円で、財源内訳は、臨時交付金が太枠で囲んであります欄となりますが、1億9,761万2,000円となっております。また、事業の実施に当たっては、一般財源も8,469万円活用しております。それでは活用事業一覧に基づき、担当部長より御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会の田中です。教育委員会所管の事業を中心に御説明いたします。活用事業一覧の市民生活支援の項目1、給食費等の負担軽減事業1,484万円です。保育所等に関わる内容と市立小中学校に関わる内容を合わせて御説明いたします。まず、保育所等に関わる内容として、コロナ禍において給食で使う食材の価格が高騰し、今後も多くの食材の値上がりが見込まれるため、市内の公立及び民間の認可及び認可外の保育所・認定こども園等に対し、在園児1人当たり150円の補助金を助成し、保護者の負担軽減と安定した施設運営を支援するため、510万8,000円を増額補正するものです。次に、市立小中学校に関わる内容としましては、給食に使用する食材等の価格が高騰する中、市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、食材費高騰額の相当額を賄材料費として973万2,000円を増額補正するものです。

次に、項目2、修学旅行等参加補助事業1,141万9,000円です。物価及び燃料費等の高騰に伴い、令和4年度取手市小中学校における修学旅行等にかかる費用の増額、旅行規模の縮小等が見込まれることから、保護者の経済的負担を軽減するとともに、学習の充実を図るために補助金を交付するものです。なお、1人当たりの補助額は、中学校の修学旅行等2泊3日が3,000円、小学校の修学旅行等1泊2日が2,000円、小学校の日帰り遠足は1,000円を補助するものです。

次に、項目3、GIGA（ギガ）スクール環境整備事業2,828万8,000円です。こちらは、職員室や校長室等の無線環境整備に要するアクセスポイント42台の備品購入費452万8,000円と購入したアクセスポイントの設置・設定及び老朽した既存のLAN配線の引き直しを実施するための委託料2,376万円を計上し、校内でのオンライン集会や教員のオンライン会議利用時の通信環境の向上を図ります。

次に、感染拡大防止の項目10、小中学校等の感染症予防対策事業249万2,000円です。

教育総合支援センターに関わる内容と放課後子どもクラブに係る内容を合わせて御説明いたします。まず、教育総合支援センターのトイレ改修工事です。感染症予防対策として、教育総合支援センターのトイレ手動式水栓の自動化を行うことにより、施設等の利用者に対して安全な環境を提供する改修工事をするため、99万2,000円を計上します。次に、桜が丘小学校子どもクラブの手洗い場増設です。桜が丘小学校子どもクラブは、現在2部屋中1部屋に手洗い場が設置されておりますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、もう1部屋にも手洗い場を増設するため、150万円を計上いたします。次に項目12、抗原定性検査キット購入事業238万8,000円です。市立中学校が予定している宿泊を伴う学習活動において、新型コロナウイルス感染症の不安を解消し、安心して学習活動に参加できるよう出発前の事前検査に必要な抗原定性検査キット購入費238万8,000円を増額補正するものです。私からの説明は以上となります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、活用事業一覧の4項目め、オンライン環境整備事業184万7,000円について御説明させていただきます。内容につきましては、まず動画編集専用パソコンの購入です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市主催の研修や説明会、イベントの形態が、従来の集合型からオンライン配信に切り替わる事例が増えていることに伴い、研修等の動画を作成する需要が高まっていることから、各部署で随時必要に応じて貸出しするためのパソコンを配備いたします。導入経費として、動画編集専用パソコン2台と動画編集等ソフトウェアを購入いたします。費用は107万5,000円となります。

次に、議会棟大会議室へのパソコン設置、全方位カメラ用のパソコン導入費用、77万2,000円です。オンラインによる議会運営の体制強化として、議会棟大会議室にオンライン会議システム専用のホストパソコン1台を常設し、開催準備等がスムーズに行えるように改善いたします。こちらについては、議会で使用しない際は、市のほかの会議でも活用させていただきます。そのほか、全方位カメラによるオンライン配信用として高スペックのパソコンを1台導入し、安定的な配信を実現できるようにいたします。オンライン環境整備事業についての説明は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、経済対策として、臨時交付金活用事業一覧の5、プレミアム付商品券事業について御説明いたします。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した経済の活性化につながるよう、令和4年第2回臨時議会で承認いただきましたプレミアム付商品券事業について、プレミアム付商品券を1冊から2冊に増刷して発行・販売し、地域における消費喚起と事業者への支援、市民生活の下支えを図るため、5億7,418万円を計上しております。商品券の内容としましては、プレミアム付商品券を増刷して発行・販売することにより、1世帯当たり最大で2冊、2万8,000円分の商品券が使用可能となるものです。販売スケジュール等は当初の予定と変わりなく、7月上旬に購入引換券を全世帯に送付し、7月中旬から商品券の購入・使用ができるよう、商工会や郵便局等の関係機関に協力を仰ぎながら準備を進めてまいります。本事業の財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億2,752万5,000円、一般財源を5,465万4,000円、

プレミアム付商品券販売代金を全世帯約4万9,000世帯の8割相当が購入すると算定して、3億9,200万円を計上しております。

次に、臨時交付金活用事業一覧の7、じん芥・し尿・廃棄物収集運搬事業者支援事業補助金について御説明いたします。コロナ禍における燃料高騰・物価高騰による市民生活や社会機能を維持するため、日常生活において排出されるじん芥の運搬収集及びし尿くみ取り、浄化槽清掃業務を担う市内に主たる事業所を置く委託事業者及び一般廃棄物許可事業者に対して、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、1社100万円の事業支援を行う費用1,200万円を計上しております。以上、まちづくり振興部所管になります。よろしく願いいたします。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。一覧表の6番、福祉有償運送等支援事業補助金151万4,000円は、高齢者等の移動手段を維持するため、市内で活動する福祉有償運送実施団体4団体に対し補助金を交付し、その活動を支援するものです。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の補正予算についてご説明申し上げます。一覧表の項目8、地域公共交通等支援事業補助金といたしまして2,000万円計上しております。コロナ禍において原油価格や物価の高騰の影響を受けている路線バス、貸切りバス、タクシー、鉄道等の地域公共交通事業者等に対し、将来にわたる安定的な運行と市民生活に必要な移動手段の維持を目的に、経営支援として補助金を交付するものでございます。

○消防長（秋山龍司君） 消防本部、秋山でございます。続きまして、臨時交付金活用事業一覧、感染拡大防止の9番になります。事業名、消防業務における感染予防対策事業、445万5,000円につきまして御説明いたします。現在、消防では火災現場や有毒ガス発生事案などにおきまして、各車両に積載している空気呼吸器を背負いながら活動しております。その空気呼吸器には煙や有毒ガスなど吸い込まないように、面体という顔面を覆うマスクが備付けられており、隊員の安全を守る上でなくてはならない資機材の一つです。しかしながら、空気呼吸器を隊員間で共用しているため、使用した面体は感染防止上、消毒を実施後、他の隊員が使用している状況です。また、頻繁に面体を消毒することにより、ゴムの劣化が進行し、災害での使用に適さない面体も発生しているところですが。コロナ禍におきまして空気呼吸器用面体を個人貸与し、職員が個人管理することで、職員間の感染リスクの軽減並びに消毒回数の減少による劣化防止を図れることから、445万5,000円を増額補正するものです。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。それでは、一覧表の11、公共施設の感染症予防対策事業について御説明いたします。こちらは新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議場内の座席との間に新たにアクリル版を設置するため、50枚分88万円を増額するものです。現在、サイズが合わず湾曲してしまっているアクリル板を更新するとともに、これまで未設置であった箇所についても新たに設置をいたします。公共施設の感染症予防対策事業については、以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。以上が、今回の臨時交付金を活用して実施する事業となります。

続きまして、議案第 43 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして御説明いたします。まず、議案の説明資料の、令和 4 年度取手市一般会計 6 月補正予算（案）の概要、1 ページを御覧ください。今回の補正予算の内容につきましては、1 点目に地方創生臨時交付金活用事業、2 点目に新型コロナウイルスワクチン接種推進事業、3 点目に子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、4 点目に、マイナポイント申込及びマイナンバーカード交付支援事業、これら 4 点について計上しております。

中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 9 億 4,610 万 4,000 円を増額し、予算総額を 412 億 6,181 万 4,000 円とするものでございます。それでは、補正予算の内容について御説明いたしますが、地方創生臨時交付金事業については、先ほど事業一覧を用いて御説明したとおりでございますので、再度の説明は割愛させていただき、ここでは臨時交付金事業以外の補正内容について御説明いたします。何とぞご了承願います。また、個別の項目の説明は、議案書に基づき歳入・歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に併せて御説明いたします。

では初めに、財政部所管の歳入から御説明いたしますので、議案書 5 ページを御覧ください。中段の 15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 9,761 万 2,000 円を増額しております。次に、同じページの下段、19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として 8,469 万円を増額しております。財政部の所管の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管分について説明させていただきます。補正予算書 7 ページ目から 8 ページにかけて、2 款、総務費、1 項、総務管理費、8 目、電算組織管理費、電算・OA 化等に要する経費、マイナポイント申込及びマイナンバーカード交付支援事業です。消費活性化及びマイナンバーカードの普及促進を目的として国が実施しているマイナポイント事業におきまして、健康保険証としての利用申込みや公金受取口座の登録を行った場合のポイント申込みが 6 月 30 日から開始されることに伴い、御自身での手続きが困難な方の申請をサポートするための専用窓口を、市役所の取手庁舎と藤代庁舎の 2 か所に設置いたします。また、まだマイナンバーカードを取得されていない方の交付申請につきましても同じ窓口でサポートを行い、市民へのマイナンバーカード普及促進も合わせて行います。なお、専用窓口の設置時期は、7 月初旬から令和 5 年 2 月末までを予定しております。本事業には、マイナポイント事業費補助金の活用を予定しており、経費の内訳は、サポート窓口運営スタッフや会場設置運営に係る業務委託料 1,760 万円、プリンターインクなどの消耗品費 12 万 3,000 円、問い合わせ対応用の電話増設に係る通信運搬費 17 万 9,000 円、合計で 1,790 万 2,000 円となります。今回あわせて、マイナポイント申込支援事業に係る経費 1,790 万 2,000 円を歳入として計上しております。

補正予算書 5 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、総務費国庫補助金、マイナポイント事業費補助金となります。消費活性化及びマイナンバーカードの普及促進を目的として、国が実施しているマイナポイント事業について、市が行う申込み支援

などの取組に対しまして、国から補助金が交付されるものです。補助金は10分の10となります。以上、総務部所管についての説明となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管についてご説明申し上げます。9ページを御覧ください。3款、民生費、2項、児童福祉費です。1目、児童福祉総務費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費、1億1,188万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援として児童1人当たり5万円の給付金を支給するに当たり、その実施に必要な経費を計上するものです。給付金の内訳といたしましては、10ページを御覧ください。独り親世帯分の給付金が5,750万円で、支給見込み数を811世帯、1,150人と見込んでおります。その他世帯分の給付金が4,950万円で、支給見込み数を618世帯990人と見込んでおります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に1億1,187万7,000円、諸収入、雑入に8,000円を計上しております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私のほうからは、歳入歳出——保健センター所管のワクチン接種についてご説明申し上げます。それでは、歳出について御説明いたします。議案書12ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として1億4,201万4,000円を増額しております。こちらは、補正予算第3号及び第4号で予算計上済みの経費を除きますワクチンの4回目接種を進めるために必要な経費を計上しております。主な経費といたしまして、4回目接種の実施に伴う個別及び集団接種の委託料並びに8月の集団接種会場の運営等を行う従事者の派遣委託料、集団接種会場設営委託料及び交通整理業務委託料及び時間外・休日の集団市接種への医療従事者派遣協力金などとなっております。あわせまして、歳入に関しましては、5ページを御覧ください。国庫支出金、県支出金によりまして、歳出と同額の1億4,201万4,000円を計上しております。私のほうからは以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。以上、議案第43号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第5号）の説明を申し上げます。なお、本補正予算につきましては、今議会最終日より早い時期での予算執行が必要となることから、開会初日での先議をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第44号、取手市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明いたします。御手元に議案書とあわせまして、議案の説明資料の令和4年度取手市一般会計6月補正予算（案）の概要、令和4年度6月補正債務負担行為補正資料をお配りしております。まず、令和4年度取手市一般会計6月補正予算（案）の概要の6ページを御覧ください。今回の補正予算の内容につきましては、1点目に妊産婦・子育て女性の健康づくり事業、2点目に国の令和3年度補正予算による感染拡大防止対策事業、3点目に当初予算編成後に生じた状況変化に対応するための経費、これら3点について計上しております。中段でございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,286万2,000円を増額し、予算総額を414億1,467万6,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容について、先ほどと同様、

歳入歳出の順番で各担当部長から御説明いたします。初めに、財政部所管の歳入から御説明いたしますので、議案書7ページを御覧ください。中段の19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として、9,928万7,000円を増額しております。財政部所管分の説明は以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管分について説明させていただきます。補正予算書9ページ、2款、総務費、1項、総務管理費の一般管理事務に要する経費27万6,000円の増です。本庁舎4階で運用しております印刷機2台のリース契約につきまして、令和3年3月にリース期間が満了し、そのあとは単年度で再リース契約を結び契約を更新してまいりましたが、今年度に入ってから通常のメンテナンス範囲を超える故障が相次ぎ、事務の執行に支障が出ていることから、急遽、新規リース契約を行うものです。この契約につきましては、債務負担行為をお願いしたいと存じます。議案添付資料として、別に添付しております令和4年度6月補正債務負担行為補正資料を御覧ください。上段の事務用機器使用料、令和4年度その2として、先ほど御説明しました印刷機2台のリースとなります。期間が令和4年度から令和9年度までの5年間で、限度額209万円です。積算根拠及び年度別の支出予定額は、同ページ下段のとおりです。また、これに伴い、保健給食課所管の債務負担行為の設定項目の名称を変更させていただきます。以上、総務費及び債務負担行為補正について御説明いたしました。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部所管についてご説明申し上げます。9ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費です。1目、社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業に要する経費は、自立支援金の受付業務委託料、264万8,000円を増額しております。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が8月31日まで延長となったことにより、受付業務及び支給期間11月までの求職活動の確認や相談業務等の事務委託料の増額となります。この歳出増に伴う歳入として、国庫補助金に同額の264万8,000円を増額しております。なお、事業費である自立支援金につきましては、当初予算額の範囲内で対応可能でありますので、今回補正計上はしていません。

次に、10ページを御覧ください。2項、児童福祉費、3目、児童入所費、民間保育園運営に要する経費2,359万3,000円を増額です。保育所等を利用しているお子さんが急な病気で、自宅での保育が困難な場合に御利用いただく病児保育事業において、空き情報や予約キャンセルをICTで行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助するため、75万円を計上しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金50万円を増額しております。同じく、認定こども園整備補助金は、民間の取手幼稚園及びたかさごスクール取手の認定こども園2園に対し、門扉のオートロック化など防犯対策改修のため、外構改修工事費合わせて249万5,000円を計上しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金166万4,000円を計上しております。

同じく新型コロナウイルス感染症対策経費2,034万8,000円。続く、保育所の施設整備に要する経費407万円、11ページ、子育て支援に要する経費198万9,000円は、公立及び民間の認可及び認可外の保育施設等に対し、感染症拡大防止対策の環境整備の支援として、

トイレの自動水栓化等の簡易な改修等に伴う費用を助成するため、民間保育所等には補助金、公立保育所には工事請負費として、総額2,640万7,000円をそれぞれ増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金及び県補助金に、それぞれ878万6,000円を増額しております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 続きます、健康増進部、大野でございます。私のほうからは、健康増進部、健康づくり推進課が所管いたします補正予算についてご説明申し上げます。それでは、歳出より御説明させていただきます。議案書11ページをお開きください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、母子衛生費、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業に要する経費641万2,000円を計上しております。今回、女性の妊娠から出産時における体力の低下や、その後の育児での疲労による健康課題に加え、現在のコロナ禍における人との関わりを控えることによる身体的・精神的な健康を脅かす健康二次被害も大きな問題と考えられる中、新たな取組といたしまして、スポーツ庁の地方スポーツ振興費補助金を活用し、日常的に運動をする機会を得にくいと考えられる妊産婦や子育て女性が参加しやすいよう、オンラインとオンサイトの両面を活用し、運動と相談を一体的に行う運動教室を実施することで、妊産婦等の体力の維持増大及び良好なメンタルの保持、ストレスの軽減を図るための事業経費となっております。主な経費は、事業実施に伴う推進委員会委員報酬及び運動教室運営委託費等となっております。あわせて歳入に関しましては、7ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、地方スポーツ振興費補助金637万2,000円を計上しております。なお、この補助金の補助率は10分の10となっております。あわせて、21款、諸収入、6項、雑入、5目、雑入、妊産婦・子育て女性健康づくり事業個人負担金4万円を計上しております。こちらは本事業の参加される方の個人負担金となり、合計で歳出同額を計上しております。私からは以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きます、まちづくり振興部所管について御説明いたします。補正予算書は12ページになります。6款、商工費、1項、商工費の空き店舗活用事業に要する経費、190万円を増額計上しております。本事業については、空き店舗の利用を通じて、まちのにぎわいづくりを促進し、地域経済の発展に資するため、空き店舗を活用して事業活動を行う者に対し、店舗改装費または賃借料の一部を補助するものです。当初予算編成後、新規の補助資金申請者が増加したことから、今後新たに補助金申請が発生した際に不足が生じるおそれがあるため、家賃補助2件分、店舗改装費補助1件分の190万円を計上しております。以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の補正予算についてご説明申し上げます。最初に、管理課所管の補正予算です。補正予算書は13ページ上段になります。7款、土木費、2項、道路橋梁費、21、街路灯の維持管理に要する経費です。需用費、光熱水費のうち、電気料金1,225万1,000円を増額を計上しております。防犯灯や街路灯などの電気料金の支払いは、電力会社との契約条件により2通りの支払い方法がございます。あらかじめ電力会社により1年間の電気使用量を想定し、それを基に算出された電気料金を年度当初に一括して支払う一括前払い契約のほか、毎月の電気の使用量に応じて電

気料金を支払う月払いの2通りとなっております。一括前払い契約は、主に防犯灯など9,900灯が対象となっております。1年分の電力料金を一括して前納することで、毎年約130万円の電気料金を節約しております。しかしながら、今般の電気料金に含まれる燃料費調整額、主に火力発電に利用する原油などの高騰により、防犯灯などに係る一括前払いの料金は、前年度と比較して約1.5倍に高騰しており、金額にして約1,000万円引上げられたことから、今年度の一括前払いの金額は2,962万3,200円——失礼しました2,962万3,729円となり、当初予算額を上回る結果となりました。その一方で、月払いの契約の状況ですけれども、そのほかの街路灯は月払いの契約となっておりますが、電気料金が前年度と比較して、最大1.4倍まで高騰している状況です。昨年度ベースで試算いたしますと、この7月以降の電気料金を支払うことが困難となる見込みとなっております。以上のことから、一括前払いと月払いの電気料金の不足分として、総額1,225万1,000円を今回増額させていただくものです。

続きまして、排水対策課所管の補正予算です。補正予算書は同じく13ページ中段になります。7款、土木費、3項、都市計画費、20、排水路の維持管理に要する経費、排水路施設改修工事費として、638万円を計上しております。内容としましては、新町三丁目地内の競輪場坂下の取手市道において、令和4年3月23日に埋設されている雨水管直径60センチメートルの損傷に起因する道路陥没が発生いたしました。現在、応急的な措置を講じ、通行上の支障は生じておりませんが、今後さらなる道路陥没等の被害を未然に防止するため、コンクリート製雨水管を延長約18メートルにわたり補修する工事費として、工事請負費638万円を計上するものです。なお、当該工事費の予算計上に伴い、補正予算書7ページから8ページにかけて、22款、市債におきまして、都市排水路整備事業債、こちらを470万円増額いたします。また、5ページの第3表、地方債補正につきましても、その限度額を変更しております。建設部所管分の補正予算の説明は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。補正予算書14ページ、教育情報機器整備に要する経費です。GIGA（ギガ）スクール構想に関連したネットワーク運用保守について、GIGA（ギガ）スクール運営支援センター業務委託として、国庫補助が新設され交付が確定したため、財源充当の変更を行うものです。なお、財源につきましては、公立学校情報機器整備費補助金、358万円を計上しており、補助率は2分の1となります。次に、補正予算書15ページ、放課後児童対策事業に要する経費は、国の令和3年度補正予算による感染拡大防止対策事業となります。内容としましては、放課後子どもクラブにおける感染症対策のための改修経費で、静養室の空調設備設置工事を3クラブ実施する分として66万円、手洗い場の自動水栓化工事を10クラブで行う分として337万円、合計403万円を計上いたします。なお財源につきましては、国及び県の地域子ども・子育て事業交付金合わせて268万6,000円で、補助率はそれぞれ3分の1となります。教育委員会所管の事業についての説明は以上でございます。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。文化芸術課所管事業について説明させていただきます。補正予算書14ページ下段の9款、教育費、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費のアートのあるまちづくり推進に要する経費1,381万3,000円は、

取手アートプロジェクトが実施する大凧プロジェクト事業などの補助額が決定したことにより、取手アートプロジェクトへの補助金として、一般財団法人自治総合センターの地域の芸術環境づくり助成金 500 万円と、文化庁の文化芸術振興費補助金 881 万 3,000 円を計上しているものです。なお、本事業の歳入につきましては、補正予算書 7 ページ、15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、6 目、教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金で 881 万 3,000 円と、同じく 7 ページ下段の、21 款、諸収入、6 項、雑入のコミュニティー助成事業補助金、地域の芸術環境づくり助成金、500 万円を計上しています。議案第 44 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部、齋藤です。議案第 45 号、令和 4 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。4 款、一般会計繰入金につきまして、7,550 万円の増となります。次に 7 款、市債ですが、取手駅北土地区画整理事業債 2 億 1,450 万円の増となります。続きまして 5 ページ、歳出について御説明いたします。1 款、事業費、取手駅北土地区画整理事業に要する経費といたしまして、2 億 9,000 万円の増となります。内訳といたしましては、補償、補填及び賠償金の建物移転補償費となります。区画整理事業の進捗を図るために、補正予算を計上するものでございます。

次に 3 ページ、第 2 表、地方債補正についてですが、取手駅北土地区画整理事業債の限度額 6,580 万円については、2 億 1,450 万円を増額し、2 億 8,030 万円に補正するものでございます。

次に、6 ページ、地方債の現在の見込みに関する調書ですが、地方債の主なものとしましては、取手駅北土地区画整理事業債、地方特定道路整備事業債及び合併特例債で、合計で、前年度末現在高見込額 53 億 4,331 万 8,000 円、当該年度末現在高見込額 52 億 5,351 万 9,000 円となります。以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、承認第 7 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について御説明いたします。議案書と合わせまして、令和 4 年度一般会計 5 月 13 日専決補正予算の概要をお配りしておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 749 万 6,000 円を増額し、予算総額を 403 億 1,571 万円とするものでございます。補正予算の内容は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業のうち、早期に着手する必要がある経費でございます。本件につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、5 月 13 日付で専決処分をさせていただいたものでございます。それでは補正予算の内容について、担当部長より御説明いたします。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。それでは私のほうから、承認第 7 号、専決処分第 13 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について、歳入歳出を御説明させていただきます。それでは歳出から御説明いた

します。予算書4ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費として、749万6,000円を増額したものでございます。4回目接種に関します、厚生科学審議会ワクチン分科会での議論を踏まえた国の対応方針が、4月28日に各自治体へ示され、対象者については、3回目の接種から5か月の——5か月以上の間隔で接種が可能となりました。これを受けまして、対象者である60歳以上の多くの方が、令和4年7月以降に4回目接種が可能となることから、早期に着手する必要がある経費について、5月13日付で専決処分を行い、7月の集団接種実施に向けた準備として、会場の運営等を行う従事者の派遣委託料、会場の設営委託料及び駐車場整理のための交通整理業務委託料を計上するものでございます。あわせまして、歳入に関しましては3ページを御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金によりまして、歳出と同額の749万6,000円を計上したところでございます。承認第7号につきましては以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、私から報告第1号から報告第3号についてご説明申し上げます。まず、報告第1号、令和3年度取手市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。議案書を御覧ください。こちらにつきましては、継続費を設定している事業でございます。取手駅構内エレベーター整備事業補助金及びふじしろ図書館空調設備改修事業に係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、令和3年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして御説明いたします。報告第2号の議案書を御覧ください。こちらにつきましては、取手本庁舎揚水ポンプ改修事業など30件の繰越し事業にかかる繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第3号、令和3年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書につきまして御説明いたします。議案書を御覧ください。こちらにつきましては、桑原地区整備推進事業につきまして、土地区画整理事業の基本設計事業における関係機関協議に不測の日数を要したことから、事故繰越しを行ったものでございます。これに伴い、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、都市整備部所管の令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書につきまして補足説明いたします。議案書の繰越しの主な内容といたしまして、交通広場の整備工事及び既存交通広場内の埋設管の移設補償費となります。

続きまして、令和3年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書につきまして補足説明いたします。こちらにつきましては、先行するA街区地下構造物撤去工事の影響により、暫定交通広場整備工事の着工及びペDESTリアンデッキ整備工事の工程に不測の日数を要したことから、事故繰越しに係る繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 以上で、各議案のオンライン説明を終了させていただきます。

改めまして、各議案につきまして、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。お疲れさまでした。

速報版 ● 未校正